

**(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業**  
**環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧**

※表中のアンダーラインの部分は、前回（第1回）審査会における追加の指摘事項等を示しています。

**■事業計画について**（土地区画整理事業は「区画事業」、国際園芸博覧会は「園芸博」と示します。）

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-1-1	和泉川周辺の環境保全措置のスライド11ページで浸透水が湧水となっていますが、元々こういう仕組みになっているのですか。 [3/27 審査会]	現況おおむねこうなっています。中央部分に自然石護岸と書いていますが、この部分を注意して設計施工をしていきたいという趣旨で書いています。 [3/27 審査会]	説明済 [3/27 審査会]
		現状で雨水等がこの中央に流れ込んでいる現状だと思いますが、ホトケドジョウの生息環境として整備されるので、枯れてしまうと意味がないかと思いました。一年中、水が浸透水として流れ込んで確保できているのか教えてほしいです。 [3/27 審査会]	ホトケドジョウの区域の部分について、ほぼ一年中水は流れている状況です。それより上流になると、例えば、本当の源頭部の部分については一時期水が枯れている状況も見受けられます。 [3/27 審査会]	説明済 [3/27 審査会]
	A-2-1	調整池4のスライド12ページのB-B'間の図で、木や草が書いてありますが、これが全部浸水するというイメージですか。 [3/27 審査会]	調整池4の範囲は、ハイウォーターレベルを記載しており、基本的には草地部分については全部水が溜まる可能性があります。樹木の全てが水の中に入るとは想定ていません。 [3/27 審査会]	説明済 [3/27 審査会]
	A-3-1	調整池4の水域は止水環境が維持されるような調整池ですか。それとも、調整池内は完全に乾燥する可能性もあるのですか。 あえて溜めるような設えにはされないのでですか。 [3/27 審査会]	常に水がたくさん流れているところではないので、調整池としては乾燥することもあると予想しています。 溜めるような設えではなく、大雨のときにハイウォーターまで水が溜まってオーバーフローした水と管径を絞った流量が下に流れることを予想しています。 [3/27 審査会]	説明済 [3/27 審査会]
		生物多様性の観点からは多段式にするなどして、一部止水域が残るようにした方が多様な環境を作りやすいです。維持管理上も草地が繁茂しすぎないことになるかと思います。 [3/27 審査会]	調整池の設えは、現在区画事業と一緒に、有識者にもヒアリング等しながら詳細を検討しています。公園計画に反映できるようになりましたら、説明したいと思います。 [3/27 審査会]	補足資料9で 本日説明

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-4-1	<p>ガーデン3、4は園芸種を主体とした植栽環境づくりが書かれていますが、現況の既存植生である高茎乾性草地は里地の草地の構成種だと思います。園芸種に置き換えるとガーデン的な環境になり、生態的管理とは違った方向に植生群落を導いていくような形になっていきます。もう少し在来種や表土保全を含めた草地群落の形成について考慮することが大事だと思います。在来種はできれば由来も確認したり、園芸博の間もそこの区間だけは元の個体群が残っている環境を残すなどの取組が大事だと思います。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>準備書の緑地の詳細については、検討段階で方向性を示しました。先生のおっしゃることはもつともだと思いますので、その部分が文章としてまだ表現しきれていたり、選定する種に反映ができない部分が多くあろうことかと思います。今後詳細に検討していく中で、説明をしたいと思います。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	補足資料10で 本日説明
		<p>準備書でそういう配慮を明確にすることが大事なので、補足をしてほしいです。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	—	
	A-5-1	<p>区画事業と本事業が連動的に行われている説明がありました。園芸博との関係がほとんど触れられていないです。園芸博の事業計画とも協調しながら進めてもらえるものと期待します。気になるのは、園芸博の計画が今修正されていて、敷地内の道路計画も本事業とは違うので、どこまで造り直しになるかが分かりません。区画事業と本事業で協働しながら進めている中で、園芸博で一度壊されてしまうと元も子もないと心配です。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>基本的には園芸博の会場計画と公園計画と合致する部分について、本事業として整備を予定しているところです。合致しない部分については園芸博が仮設で整備していくと現状では認識しています。今後更に博覧会協会の会場計画と我々の公園計画とを綿密に調整を進めていきたいと考えています。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	説明済 [3/27 審査会]
	A-6-1	<p>園芸博は一時的なものなので、将来的な住環境や生物多様性の問題は本事業で実現しなければならないです。区画事業と本事業で協議を踏まえながら綿密に計画していたものがなし崩しにならないように、この生物多様性の保全に向けての努力が損なわれないように、博覧会協会にも協議をしてもらい、事業ありきのようなことにならないように、適宜進めてほしいと思います。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	—	
		<p>水まわりの保全に関して、工事のタイミングが重要だということが資料編の専門家のコメントに挙がっています。その辺のスケジュール感も園芸博と絡めて考えているのか確認させてほしいです。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>我々も有識者にヒアリング等しています。その中で時期についても園芸博前に希少種を移すのがいいか、どこかで退避させておいて段階的に現地に復帰させていくのがいいかというような御意見等を頂戴しているところです。もう少し検討し、示せる段階になったら説明をしたいと思っています。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	補足資料14で 本日説明

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-7-1	<p>スライド 16 ページの駐車場は 1,500 台と 1,000 台のどちらですか。園芸博でも駐車場を造る話があり、そのときにこの駐車場ができるのですか。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>駐車場の台数は 1,000 台で計画しています。園芸博として駐車場等を計画していると聞いていますので、公園のこの位置に駐車場が整備されるものではありません。園芸博時には公園の駐車場は未完成です。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	説明済 [3/27 審査会]
	A-8-1	<p>駐車場を 5箇所選定されて、合計で 1,000 台分確保するとのことです。この 5箇所をこの位置にしている理由を説明してほしいです。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>おおむねのエリアごとに配置される公園施設を見て、どれくらい人が来るかを想定して必要台数を出しています。例えば西地区は野球場やサッカー場ができますが、類似の公園等の来場者数などを基に必要な駐車台数を割り出していくことが基本的であり、各エリアで必要な大きさと、置けるスペースなどを加味して位置を決めていきます。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	説明済 [3/27 審査会]
	A-9-1	<p>準備書に、新たな交通なるものが前提になっているような記述がありますが、上瀬谷ラインができることを前提にして、駐車場を 1,000 台確保するという理解でよろしいですか。できなかつた時にはどうするのですか。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>新たな交通については、幅広く検討が進められている状況と考えていますが、上瀬谷のまちづくりの中で必要な交通インフラとして考えているというところです。公園の全面供用時には、アクセスとして機能しているものと捉えており、駐車場台数の中に厳密にどのように控除されているかまではまだ検討の段階ですが、新たな交通を見込んだ形で公園の駐車場の配置も考えているところです。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	説明済 [3/27 審査会]
	A-10-1	<p><b>【審議での指摘事項等】</b>          事業者からの回答の中に、「公園計画による詳細を反映した段階でまた改めて説明する」という回答が何回かありましたが、公園計画がより具体化する段階がいつ頃なのかが非常に気になりました。この準備書の手続きの間に説明が受けられるのかどうかを確認してほしいです。できるだけこの審議の中で、御説明いただくのが望ましいです。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p><b>【事務局が回答】</b>          その点についても、事務局から確認をします。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	—

■環境影響評価項目について（土地区画整理事業は「区画事業」、国際園芸博覧会は「園芸博」と示します。）

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
1 温室効果ガス	1-1-1	施設の運営に伴う温室効果ガスの排出量の予測値を、横浜市の温室効果ガスの総排出量と比較されています。横浜市はかなりの排出量なので、例えば公共施設ではこの程度低減が目指されている中で何パーセントだとか、もう少し分かり易い数字で表現することはできますか。教えてほしいです。 [3/27 審査会]	データを確認して、恐らく整理できると思いますので、示したいと思います。 [3/27 審査会]	補足資料17で 本日説明
	1-2-1	グリーン電力調達制度について、毎年度、どこから電力を調達するかというのは入札をして一番低炭素のものが購入されるという仕組みと理解していいのですか。 [3/27 審査会]	確認したいと思います。 [3/27 審査会]  【事務局が回答】 確かにことは言えませんが、基本的に施設を持っていると、毎年、電力の契約があると思いますので、横浜市の施設につきましては、このグリーン電力調達制度という中で、その何社から選ぶ形になると思います。詳細は調べないと分かりません。 [3/27 審査会]	補足資料18で 本日説明
		正確なところを調べて、また後日情報提供してほしいです。 [3/27 審査会]	—	
2 生物多様性	2-1-1	環境保全目標として注目すべき種を挙げていますが、こういった注目種は区画事業で保全されると想定してよろしいですか。 [3/27 審査会]	区画事業でも同様に、主体となってそれらの種が保全されるような環境の創出を和泉川と相沢川の周辺に行いますので、保全されるという理解で進めています。 [3/27 審査会]	説明済 [3/27 審査会]
		絶滅危惧種に関しても、このベースラインとしては区画事業で保全されている状態ということで大丈夫ですか。 [3/27 審査会]	公園の土地利用状況を勘案して6地区に分け、それぞれで確認される注目すべき種を整理して予測を行っています。その結果、網羅的に区画事業で保全措置を創出することと、その周辺についても連続性を考慮した既存樹林地の保存や草地環境の創出を行うという観点を考慮しますと、それらの種は保全されるものであるという評価になっています。 [3/27 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
	2-1-1	<p>現在の保全措置の重点地域はこの谷戸地域と調整池4の周辺と見受けられますが、保全目標種としてはもう少し広域的に分布しているのではないかと思います。本事業で特に保全すべき環境、例えば林分なり植物群落を特出しして、表土保全をそのエリアに関しては行い、園芸博の間もそこは保全サイトにするとか、そういう公園利用の観点から、あるいは公園における保全の観点から提案していくことも重要なと思います。そのような植物性の保全サイトは考えていますか。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>公園供用時には園路線形を工夫して人がなるべく立ち入らないエリアを造るとか、そもそも利用制限するエリアを造るとか、そういったところも含めて検討しています。どういうエリアをどう設定するのがいいかを今後検討し、もう少しお時間をいただいて、公園計画に反映した段階で説明をしたいと思います。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	補足資料11で 本日説明
2 生物多様性	2-2-1	—	<p>【事業者から委員への質問事項】 利用制限なり、立ち入り制限なりをするエリアの目的を御示唆いただきたいです。こういったものを保全するために制限をかけるというのが正しいのか、それとも、多様な自然環境、生物環境を守るために、どういったものが守られるか分からぬが利用制限をかけますというのがよろしいのか、どのように考えたら良いですか。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	—
	2-3-1	<p>生態的な管理を目標にしていくことが大事だと思います。人間のための管理ではなく、生物多様性にとっての質を維持や向上するための管理であり、目標環境を前提において、マネジメントをしていくその目標を、生物多様性の保全、向上に置くエリアをきちんと設定することが大事かと思いました。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	—	—
		<p>自然の植生に害があるのは人の踏圧です。しかし、面的に立ち入らないようとするエリアの確保というよりは、例えば歩道を整備して、そこから外へはむやみに入り込まないようにする配慮が必要だと思います。人が視認できないような範囲を囲って、そこはもう入れないとまでする必要はないと思います。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>園路から入りこまない工夫はこれから詳細を検討します。物理的に柵等で人が入らないというやり方もあるでしょうし、中低木を園路脇に植栽してそちらに行く雰囲気を作らないやり方もあるかと思いますので、今後どのエリアをどう保全していくかを公園計画に反映でき次第、詳細に説明をしたいと思います。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	補足資料12で 本日説明

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-4-1	希少種がいるから林を保護するのか、生態系として保護するのかについては、両方だと思います。林自身を守るために立ち入り禁止にして放置すると、荒れてしまうから手を加えなければいけないと思いますし、希少種を表にして一般の市民に理解を求めることがあります。希少種だけを守ればいいものではないので、生物多様性という意味では希少種を中心にアンブレラにして、生態系の話を確保していかなければいけないと思います。両方並行して検討すればいいかと思いました。 [3/27 審査会]	御意見ありがとうございます。 [3/27 審査会]	説明済 [3/27 審査会]
	2-5-1	希少種含めて移植とか、播種するとかはまだ検討中という話が先ほどありました。移植や播種は一年中いつでもできるものではないので、そういう計画があるのであれば、早めに計画を作り、活着率を上げるためにどうすればいいのかも含めて早めに検討しないと、失敗に終わるのではないかと危惧します。 [3/27 審査会]	時期とか、そういったところを含めてしっかりと検討していくたいと思います。 [3/27 審査会]	—
	2-6-1	湿生群落は里地域では希少と思いますので、里山的な水田、谷戸周辺、あるいはホトケドジョウのいるところはオギ群落もあるので、植生も含めて良好な自然度の高いところを残すのは重要だと思います。 [3/27 審査会]	—	—
	2-7-1	ある程度現況に近い状態が保てるという予測になっていますが、これを無理に述べられるよりも、どういったことが残せて、どういったことが残せないかということをきちんと書かれた方が明確になるのではないかという印象です。 [3/27 審査会]	—	<u>補足資料 13 で 本日説明</u>
		現況に近い状態に回復すると予測しますという表現が随所に出てきていて、非常に気になります。現況どおりには当然ならないわけですが、現況に近い状態というのがどういう状態を想定されているのかの中身をもう少し具体的に示してほしいです。 [3/27 審査会]	—	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
3 水循環	3-1-1	<p>浸透性の土地の被覆率が、堀谷戸川は52%に減少するが、礫間貯留、スウェル、透水性舗装の施設の整備や緑化で影響を抑えられるという定性的な説明で、本当に影響が少ないと言えるのか疑問があります。</p> <p>堀谷戸川流域は上流側にもあるので、区画事業内の堀谷戸川の流域に対してどれくらい減少するのかも出してください。面積的に考えると52%もいかないのではないかと思います。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>検討します。 [3/27 審査会]</p>	<p><u>補足資料1で説明済</u> <u>[4/27 審査会]</u></p>
	3-2-1	<p>本事業区域内に限ると、措置を取ることによって減少率をある程度抑えられるということですが、単に施設を造るからではなく、ある程度数値的に押さえられると思います。透水性舗装などの効果を加味して、数値化したものをしてください。そうすれば、堀谷戸川への影響はそれほど多くないことが納得できるような説明になると思います。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>検討します。 [3/27 審査会]</p>	<p><u>補足資料1で説明済</u> <u>[4/27 審査会]</u></p>
	3-2-1	<p>数字を出す方向で検討してほしいと思います。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	—	
4 廃棄物・建設発生土	3-2-2	<p><u>グリーンインフラ施設の効果を可能な範囲で数値化してほしいと前回申し上げたつもりでした。流出係数や平均浸透強度から、施設を設けることによって流出量の増加や地下への浸透量が維持できるということがある程度数値化できるはずです。その上で、整備前の流量が維持される、あるいは地下水に大きな影響を及ぼさないという結論にしていただきたいです。</u></p> <p>[4/27 審査会]</p>	<p><u>検討します。</u> [4/27 審査会]</p>	<p><u>次回以降説明予定</u></p>
5 大気質				
6 水質・底質	6-1-1	仮設調節池の位置はどの辺ですか。 [3/27 審査会]	現時点ではまだ詳細が決まっていないので、お示しできない状況です。 [3/27 審査会]	<p><u>補足資料7で本日説明</u></p>
		仮設調節池といえども場所は重要ですので、是非入れてください。 [3/27 審査会]	承知しました。 [3/27 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
6 水質・底質	6-2-1	<p>堀谷戸川の仮設調整池からの流出水の SS がかなり除去されています。これを出した根拠ですが、準備書の 6.8-28 ページにある日常的な降雨時の残留率 0.27% はどうやって求めましたか。</p> <p>[3/27 審査会]</p> <p>準備書 6.8-27 ページの沈降試験の結果の直線の傾きで求められているのですか。</p> <p>[3/27 審査会]</p> <p>この沈降試験は初期 SS 濃度 2,000mg/L でやっていますか。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>準備書 6.8-24 ページの予測式に記載しており、中段辺りの P の仮設調整池の出口での土砂の残留率というところで計算しています。</p> <p>[3/27 審査会]</p> <p>グラフの下に記載している近似式を使って、計算して出しています。</p> <p>[3/27 審査会]</p> <p>そうです。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	説明済 [3/27 審査会]
	6-2-2	<p>日常的な降雨時の流出水の SS 濃度が 1.3mg/L で、10mg/L 以下非常に低いところです。10mg/L 以下あたりではあまり除去されず横ばいになってきます。それに 99% の除去率を適用しているわけですが、これは問題かと思いますので、再検討してほしいです。</p> <p>非常に濃度が低くなると、細かい粒子しか残らないので同じようには沈殿していかないです。そこを根拠付けて、評価する必要があると思います。</p> <p>[3/27 審査会]</p> <p>私が前回申し上げたのは、べき曲線の決定係数が高いので、このべき曲線式で SS を出してみたらいかがですかというつもりでした。</p> <p>私が試算したら、和泉川の場合は放流河川下流部の SS 濃度が約 41mg/L になり、現況よりも悪化します。そうすると、これに対処する対策を考えなければいけないことがあります。</p> <p>[4/27 審査会]</p> <p>問題はこの残留率の 2.22% です。98% 除去されるのが問題なのです。今回の場合は、図 2-1 の直線式を適用できるかは非常に疑問です。</p> <p>[4/27 審査会]</p>	<p>分かりました。一度検討します。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	補足資料 2 で説明済 [4/27 審査会]
		<p>初期濃度が 2,000mg/L ではなく、集水域で発生する SS 濃度ということで、和泉川については 765.4mg/L を初期濃度として設定しています。近似式に滞留時間を入れて出た数字と初期濃度 2000mg/L から除去率を算出して、集水域で発生する SS 濃度にかけて予測値を出しています。</p> <p>[4/27 審査会]</p>	<p>初期濃度が 2,000mg/L ではなく、集水域で発生する SS 濃度ということで、和泉川については 765.4mg/L を初期濃度として設定しています。近似式に滞留時間を入れて出た数字と初期濃度 2000mg/L から除去率を算出して、集水域で発生する SS 濃度にかけて予測値を出しています。</p> <p>[4/27 審査会]</p>	補足資料 8 で本日説明
		<p>土砂にはいろんな粒子のものが含まれていて 100 分の間にはかなり大きなサイズの粒子が、1000 分の間ではある程度大きなものが、1000 分を超えるとシルト粘土分が懸濁状態になり時間をかけても落ちない現象になっています。</p> <p>10mg/L まではある程度一定の速度で沈下していくので、この直線式に当てはめることはそれほど問題ではないと考えています。</p> <p>[4/27 審査会]</p>	<p>土砂にはいろんな粒子のものが含まれていて 100 分の間にはかなり大きなサイズの粒子が、1000 分の間ではある程度大きなものが、1000 分を超えるとシルト粘土分が懸濁状態になり時間をかけても落ちない現象になっています。</p> <p>10mg/L まではある程度一定の速度で沈下していくので、この直線式に当てはめることはそれほど問題ではないと考えています。</p> <p>[4/27 審査会]</p>	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
		<p>SS濃度が下がってくると、なかなか落ちなくなるはずです。べき曲線をそのまま使ってやる方法もあるので、それをやってみてください。それで、合流後の水質がどうなるかも評価の中に入れてほしいと思います。</p> <p>[4/27 審査会]</p>	<p>式に滞留時間444分を代入した値は初期濃度が2,000mg/Lの予測結果になるので、値としては大きくなります。実際の初期濃度は765.4mg/Lになりますので、除去率で補正して算定しています。</p> <p>[4/27 審査会]</p>	補足資料8で 本日説明
		<p>お互いに十分に正確に理解しきれてないところもあるようなので、事務局と後で細部を詰めてください。</p> <p>[4/27 審査会]</p>	—	—
6 水質・底質	6-2-2	<p>造成緑地の発生SSが200mg/Lですが、国総研の植生効果は一例であり、植生の種類・状態、降雨条件及び土壤性状など諸条件によって異なります。また、一般的に植生通過後の土壤粒子は裸地流出後の土壤粒子より粒径が小さいと考えられます。これらから、予測の不確実性が否めないので、何らかの対応が必要と思われます。現予測の不確実性を補い、環境保全措置の効果を高めるために事後調査を実施し、その際は区画事業の事後調査結果を活用し、具体的な調査計画を立てるといった対応が必要です。</p> <p>[4/27 審査会後の送付意見]</p>	—	—
8 騒音	8-1-1	<p>準備書の現況調査結果を見ると、例えば地点4は平日64デシベルで、それに対して工事用車両の走行による予測結果は69.8デシベルと5デシベル上がり、辛うじて環境基準は満たしていますが増加量は大きいと思います。それに対して「現在の状況から生活環境に著しい影響を及ぼさない」との環境保全目標が達成されていると評価されていますが、その「現在」がどこなのかを確認したいです。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>地点4は将来のこの予測時点では道路の構造が変わりますので、予測した値をそのまま使っています。他の地点1~3は予測で出した値に対して現地調査結果の値で補正しているのですが、地点4だけは補正を行わず、予測値をそのまま記載しています。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	補足資料5で 説明済 [4/27 審査会]
		<p>現況としているのは、現在というか、何かする前の状況で測定をした時点での状況ではなくて、そこが理解しにくいです。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>工事用車両が走行する時点において、工場用車両が走行するかしないかということで評価しています。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	—
		<p>その現在の状況というのは、工事用車両が走行しないときの予測結果と考えるのですか。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>はい。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	—
		<p>少し、考えてみます。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	—	—

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
8 騒音	8-1-2	<p>地点4の評価は、現在の状況は現地調査時点と書かれているので、著しい影響が生じているという結果が出ているのが実際だと思います。この事業の影響ではないことは説明していただければ理解できることですが、現在の状況から著しい影響を及ぼさないという目標が達成されていると簡単に書かれているところは疑問を感じるので、この点はこういう説明が必要と思います。</p> <p>[4/27 審査会]</p>	—	<u>補足資料5で説明済</u> <u>[4/27 審査会]</u>
	8-2-1	<p>来園車両等の走行による予測結果も、地点4が現況の64デシベルに対して70デシベルになり、地点7も平日60デシベルと環境基準に適合していた場所が、本事業によって64.6デシベルという値が出ています。それに対して、「生活環境に著しい影響を及ぼさないと保全目標が達成されている」と評価しているところに疑問があり、この辺を補足説明いただきたいです。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>来園車両の予測は、来園車両が仮にない場合でも、将来においては増えてしまうところがあり、それに対して来園車両がどれくらいのインパクトを生じるのか、そういう観点で予測評価をしています。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<u>補足資料6で説明済</u> <u>[4/27 審査会]</u>
	8-2-2	<p>先ほどの交通量の話と同じで、何によって増えているのかがよく見えません。来園車両があってもなくても変わらないという言い分は分かるような気もするが、もう少し分かるように説明してもらえるといいかと思います。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	分かりました。	<p>[3/27 審査会]</p>
	8-3-1	<p>来園車両の予測で、交通量は現地調査結果と供用時の将来一般交通量で大幅な増加はないと書かれています。平日は大幅な増加はないですが、休日は軽く2倍を超えて増加しています。休日に関してはどう理解すればいいですか。</p> <p>[4/27 審査会]</p>	<p>説明を補足します。</p> <p>[4/27 審査会]</p>	<u>次回以降説明予定</u>
9 振動			<p>【事務局が回答】</p> <p>区画事業の際に、令和28年時点での交通量を基に騒音についても議論をした経緯があります。その議論を再度事務局で精査し、次の機会に御報告したいと思います。</p> <p>[4/27 審査会]</p>	<u>本日説明</u>

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
17 地域社会	17-1-1	中央地区と東地区の間の横断歩道ですが、駐車場がその上に2箇所あり、この辺りと歩行者との錯綜が気になりました。横断歩道で渡らない人もいるので、乱横断を防ぐために横断歩道の位置以外に横断防止柵を付けるなどの対策を考えています。 [3/27 審査会]	公園として、横断防止柵を公園の敷地の中に付けるという発想はまだありませんでした。前面に広い道路ができますので、道路施設として入るかを含めて、今後区画事業と調整して、乱横断の防止を含めて検討したいと思います。 [3/27 審査会]	説明済 [3/27 審査会]
		区画事業と調整してもらえるといいかと思います。 [3/27 審査会]	—	
	17-2-1	スライド 118 ページに来園車両の走行による交通混雑の予測で、増加分がマイナスになっている地点がいくつか見られますが、これはどういう理由によるものですか。 [3/27 審査会]	現況は現地調査結果を示しており、供用時は将来の一般交通量に對して公園の来園車両等を足しています。そのため、増加分が減少になっている地点もあるという結果になっています。 [3/27 審査会]	補足資料3で 説明済 [4/27 審査会]
		将来一般交通量が減少する地はどうして減ってしまうのですか。何か情報はないのですか。例えば、地点3は新しく道ができる場所とも外れているので、他の道路に迂回してこの地点の交通量が減ることも考えにくいかと思います。 [3/27 審査会]	周辺の道路整備ネットワークなども考慮していますので、詳細については確認して、改めて報告したいと思います。 [3/27 審査会]	
	17-2-2	<u>交通量の予測範囲は、補足資料13ページの広域図の範囲を含むネットワークを対象として予測しているのですか。</u> [4/27 審査会]	<u>この広域ネットワークを踏まえたものを供用時の値として考えています。</u> [4/27 審査会]	
		<u>圏央道や下の方の点線部分が開通しているといった前提ですか。</u> [4/27 審査会]	<u>そうです。</u> [4/27 審査会]	
	17-3-1	工事用車両の予測では、飽和交通流率に実測した結果を用いて予測を行っていて、これは良いことだと思います。一方で、来園車両の予測のときに、実測した結果ではなく、基本値と呼ばれる 2,000 台とか 1,800 台を使っているように読みましたが、この理由は何ですか。 [3/27 審査会]	将来の交差点構造が、区画事業による道路の拡幅工事によって交差点構造が変わりますので、基本値を使っています。 [3/27 審査会]	補足資料4で 説明済 [4/27 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
	17-3-1	<p>新設される交差点や、まだ値が存在しないところに基本値を使うことは理解できますが、全部の交差点で行うと過小推計になるのではと思います。準備書の現地調査の実測結果を見ると、ほとんどの交差点で基本値よりも実測値の方が小さいです。比率を見ると、100%より小さい交差点が多数なので、これを算定値を使って予測をすると、先ほどのような需要率の増加分がマイナスになることが起こる可能性が高いです。この辺りを確認してほしいと思います。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>承知しました。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>補足資料4で説明済</p> <p>[4/27 審査会]</p>
17 地域社会	17-3-2	<p><u>補足資料 14 ページの最後で、令和 28 年時点では状況が変わるので、実測値ではなく基本値に基づいて算定を行ったという記載になっています。昔の需要率の予測手法だと基本値でしたが、今はマニュアル等も書き換わり、実測を原則とするとなっています。実測をベースに予測を行った結果を最終的な準備書、評価書として残していただきたい</u>  <u>と思います。</u></p> <p>[4/27 審査会]</p>	<p>今回、テストケースとして、一番影響の大きそうな平日で実測値を使った計算をしました。次回にでも提示したいと思っています。</p> <p>[4/27 審査会]</p>	<p>次回以降説明予定</p>
		<p>—</p>	<p><u>【事業者から委員への質問事項】</u>  <u>再予測の方針として、実測値と算定値のうち小さい方の値を適用していますが、全て実測値を用いる形で再予測を行った方がよろしいですか。</u></p> <p>[4/27 審査会]</p>	
		<p><u>実測を基にするのが大原則と思っています。</u></p> <p>[4/27 審査会]</p>	<p>—</p>	
18 景観	18-1-1	<p>「対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことから景観に大きな変化はないと予測します。」という文言がどこにも出てきますが、このように画一的に記述されると、周りに木が植わっているから大丈夫と読み取れて、見通しも含めた眺望景観全体の変化の読み取りができないと感じています。眺望景観の質的な変化や、調和が図れるのであればどういった調和になるのかをきちんと示された方が良いと思います。周辺の樹林や農地など景観資源があるので、そういうものとの関係性ももう少し書いてほしいです。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>今いただいた御意見等を持ち帰り、検討したいと思います。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>次回以降説明予定</p>

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
18 景観	18-2-1	<p>囲饒景観の価値の変化の程度で、自然性、視認性、利用性、固有性、親近性という形で、定性的ながらも客観的に丸、三角をつけており、いい整理の仕方だと思います。</p> <p>人工的土地区画整理事業以外は自然性と固有性は二重丸から二重丸で、高い状態が囲饒景観として維持されるという予測になっていますが、これが調査地点の予測結果とあまりリンクしていないように感じています。特に区画事業があるのに、現在から公園整備後は二重丸で変わらないということは、特徴的な景観がきちんと保全されることが前提になると思います。ふるさと景観のような要素が非常に重要な地域だと思いますので、どのような景観が保全されてこの二重丸から二重丸になるのかという根拠を示してほしいと思いました。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>今いただいた御意見等を持ち帰り、検討したいと思います。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<u>補足資料 15 で 本日説明</u>
19 触れ合い活動の場	19-1-1	<p>市民の注目が高いのは桜並木のその後ではないかと思っており、委員会など様々な形で検討を進められていると思います。本事業で桜並木の新たな配置が書かれていますが、もう少し具体的にそこをきちんと保全措置として書くと、本事業でお花見という形での自然との触れ合いの代替を立地まで含めて検討している形で読めると思いますので、できるだけ現状の検討状況を入れ込むと良いと思います。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>今いただいた御意見等を持ち帰り、検討したいと思います。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<u>補足資料 16 で 本日説明</u>
	19-2-1	<p>環境学習や自然体験の要素が、レクリエーション施設ができることによって拡充されると思いますので、そういった新たな自然との触れ合いの拠点作りのような考え方をもう少し書くことができないかと思いました。民間も活用して、触れ合いの多様化をすることで、体験や学習の観点で書ける措置がありましたら、是非充実させていただきたいです。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>今いただいた御意見等を持ち帰り、検討したいと思います。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<u>補足資料 16 で 本日説明</u>